

今！経営者が押さえておきたい

10月から変わるインボイス対応

～消費税の見直しと、年末に向けた設備投資・補助金活用～

「控除できる額」と「自社の納税方法」を分けて確認しましょう

10月1日から、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置は80%控除から70%控除へ。
2割特例の終了時期は課税期間で異なります。取引先の確認と納税資金の見直しを進めましょう。

まず押さえる2つの変更点

買い手の「仕入税額控除」と、売り手の「2割・3割特例」は別の制度です。
以前の「10月から50%控除」という資料を使い続けず、**社内の税区分・説明資料も更新しましょう。**

① 免税事業者等からの仕入れ

2026年10月1日から 80% → 70%控除

例：未登録先への税込110万円の支払(10%対象)

9月30日まで

8万円

仕入税額相当額の80%を控除

10月1日から

7万円

仕入税額相当額の70%を控除

同じ支払額でも、控除できる税額が1万円減少

※一般課税で、課税売上上のみに対応する仕入れを想定。控除制限・例外がない場合の、地方消費税を含む概算です。

仕入税額控除の経過措置

課税仕入れを行った期間	控除割合
2026年9月30日まで	80%
2026年10月1日～2028年9月30日	70%
2028年10月1日～2030年9月30日	50%
2030年10月1日～2031年9月30日	30%
2031年10月1日以降	原則控除不可

切替基準は、原則「取引を行った日」

商品の引渡しや役務の完了時点で判断。請求書の日付や支払日だけで、**80%・70%に振り分けないようにしましょう。**

[リンク](#) 国税庁:令和8年度税制改正特集[リンク](#) 国税庁:インボイスQ&A(問113・114など)

② 2割特例の終了と3割特例

2割特例は、2026年9月30日までの日を含む課税期間まで。

全社が10月に終了するわけではありません。

区分	2割特例の最終適用例
個人事業者	2026年分
3月決算法人	2027年3月期
9月決算法人	2026年9月期

※各要件を満たし、課税期間を短縮しない場合。

3割特例は「個人事業者のみ」

要件を満たす個人の2027・2028年分が対象。法人は対象外です。

社長・経理担当者の確認チェック

- ☒ 自社の消費税の計算方法を確認
- ☒ 未登録の仕入先・外注先を抽出
- ☒ 会計ソフトの70%税区分を確認
- ☒ 9月・10月をまたぐ取引を確認
- ☒ 2割特例の終了時期を確認
- ☒ 翌期の納税見込み額を試算
- ☒ 税理士と届出・保存要件を確認

2026年9月16日時点の公表情報に基づき作成

個別の適用・届出は顧問税理士にご確認ください。

株価評価の見直し・事業承継税制の拡充

自社株の「評価方法」と「納税猶予」を、分けて確認しましょう。

株価評価は国税庁で検討中、税制の拡充は経済産業省の改正要望段階です。

決定済みの現行制度と区別し、承継時期や必要資金を考えるためのポイントを整理します。

01 株価評価の見直し

検討案

相続・贈与時の「株価」が論点

国税庁は、非上場株式の相続・贈与時の評価方法を検討しています。会社規模に応じた区分や、類似業種比準方式の廃止も検討の対象となっています。

残余利益方式の基本イメージ

税務上の簿価純資産

+

将来の残余利益の現在価値

※調整前のイメージ。残余利益が負なら減算。

残余利益とは、利益から「純資産に対して期待される収益」を差し引いたもの。会社の収益力を評価に反映する考え方です。

第6回(9月16日)の検討案

項目	国税庁の検討案(未決定)
使う数値	法人税申告書ベースで算定
予測利益	課税時期前5年の正常利益から算出
加算期間	将来5年程度とする案



上記はいずれも検討案中で、未決定です。
還元率・調整方法、適用開始時期も未確定。
評価額が一律に上がるとは限りません。

02 事業承継税制の拡充

改正要望

令和9年度改正で抜本見直しを要望

経済産業省は、事業承継税制の抜本的な見直し・強化を要望。承継をきっかけに「稼ぐ力」を高める中小企業等を後押しする制度への見直しを求めています。

新制度の対象・要件や適用期間など、具体的な制度設計はまだ確定していません。

現行の法人版・特例措置

対象株式に係る贈与税・相続税の

100% を納税猶予

※適用・継続・免除には要件があります。

混同しない「2つの期限」

特例承継計画
の提出

2027年9月30日

対象となる
贈与・相続

2027年12月31日

計画提出期限と、実際に承継する期限は別です。



猶予は無条件の免税ではありません。継続届出等が必要で、株式の譲渡など一定の場合には、猶予税額と利子税の納付が必要になります。

「改正待ち」にせず、現行の期限を基準に承継準備を進めましょう

STEP1 自社株を把握

現行ルールで株価を試算し、
直近5期の決算・申告資料を整理

STEP2 承継条件を確認

後継者・承継時期を整理し、
特例承継計画の提出状況を確認

STEP3 税制の利用を検討

利用する・しない場合の納税資金と
承継後の届出・保有制約を比較

直近の主要補助金・助成金カレンダー

省力化投資補助金(一般型)	第8回 10/16(金)17:00×	受付中(9/18~)。GビズIDブライムが必要
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	第1回 10/30(金)18:00×	受付9/30開始。革新的新製品・サービス枠／新事業進出枠／グローバル枠
デジタル化・AI導入補助金	6次 10/30・7次 12/1	いずれも17:00×。IT導入支援事業者との連携が必要
事業承継・M&A補助金	第16次 11/6(金)17:00×	受付10/2開始。承継時の設備投資やM&Aの専門家費用等
小規模事業者持続化補助金	第20回 12/15(火)17:00×	一般型・通常枠。受付11/5開始。様式4の発行受付は12/4まで
業務改善助成金	発効日前日か11/30の早い日	最低賃金の発効日が過ぎた地域は受付終了。所在地の発効日を確認

2026年9月16日時点の公表資料による概要です(補助金は9月28日時点)。検討・要望の内容や公募日程は変更される場合があります。

[リンク](#) 国税庁:第5回資料(8/20・本文p.1~2)

[リンク](#) 国税庁:第6回資料(9/16・本文p.4、6~8)

[リンク](#) 経産省:令和9年度税制改正要望「事業承継税制の抜本見直し」

[リンク](#) 国税庁:事業承継税制のあらまし